

33 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年 5 月 1 日 法律第 33 号）の概要

酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、所要の措置を講ずる。

一 酒税法の一部改正（第 1 条関係）

1 免許の要件

税務署長が酒類販売業等の免許を与えないことができる要件として、免許の申請者が未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 3 年を経過するまでの者である場合を加える。（酒税法第 10 条関係）

2 その他所要の規定の整備を行う。

二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正（第 2 条関係）

1 酒類の表示に関する命令

財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するために定められた酒類の表示の適正化を図る必要がある表示の基準のうち、特に重要と定める基準を遵守していない酒類販売業者等に対し、その遵守を命令することができる。（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 7 関係）

2 酒類販売管理者の選任

(1) 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行わせなければならない。

(2) 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければならない、酒類の販売業務に従事する使用人等は、酒類販売管理者が行う指導に従わなければならない。

(3) 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3 月以内に小売酒販組合等が実施する研修を受けさせるよう努めなければならない。

(4) 財務大臣は、酒類販売管理者が酒類の販売業務に関する法令の規定に違反し不適任と認めるとき等は、酒類小売業者に対し、当該酒類販売管理者の解任を勧告することができる。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 関係）

3 所要の罰則規定を設ける。（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 98 条及び第 101 条関係）

4 その他所要の規定の整備を行う。

三 施行期日等（附則関係）

この法律は、平成 15 年 9 月 1 日から施行することとし、経過措置について所要の規定を設ける。

酒類業免許の人的要件の整備について

10条	免 許 の 拒 否 要 件
一	酒税法の免許、アルコール事業法の許可を取り消されたことがある場合（酒類不製造等、不販売によるものを除く）
二	法人の免許取消し等前1年以内に業務執行役員であった者で当該取消処分の日から3年を経過していない場合
三	未成年者又は成年被後見人、被保佐人の法定代理人が欠格事由（一・二・七・八号）に該当している場合 追加 七号の二（下記参照）
四	申請者又は法定代理人が法人の場合で、役員が欠格事由（一・二・七・八号）に該当している場合 追加 七号の二（下記参照）
五	支配人が欠格事由（一・二・七・八号）に該当している場合 追加 七号の二（下記参照）
六	免許の申請前2年以内に、国税又は地方税の滞納処分を受けている場合
七	国税・地方税に関する法令、酒類業組合法、アルコール事業法の規定により罰金刑に処せられ、又は国税犯則取締法等の規定により通告処分を受け、刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
追加 七の二	未成年者飲酒禁止法、風俗営業等適正化法（未成年者に対する酒類の提供に係る部分に限る）、暴力団員不当行為防止法、刑法（傷害、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任等に限る）、暴力行為等処罰法により、罰金刑に処せられ、刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
八	禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
十	破産者で復権を得ていない場合等

34 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法 (平成15年5月1日 法律第34号)の概要

この法律は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置をとることにより、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とする。

一 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等

1 緊急調整地域の指定（第3条関係）

(1) 税務署長は、次に掲げる要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができる。

イ 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場のうち酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当すること。

ロ 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、次に掲げる事項について定められた経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること。

(イ) 経営の改善の目標

(ロ) 仕入れ又は配送の共同化、経営形態の転換、経営管理の合理化、設備の近代化その他の経営の改善のために実施する措置の内容

(ハ) 経営の改善を実現するための期間

(ニ) その他財務省令で定める事項

(2) 緊急調整地域の区域は一の市町村の区域を超えないものとし、その指定の有効期間は1年とする。

(3) 税務署長は、緊急調整地域を指定し、又はその指定を解除する場合には、市町村長の意見を聴かなければならない。

2 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等（第4条関係）

税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならない。

3 報告の徴収等（第6条関係）

税務署長は、1により緊急調整地域を指定し、又はその指定を解除する場合において必要と認めるときは、酒類小売業者に対し必要な報告を求めること等ができる。

4 酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置（第7条関係）

国は、酒類小売業者による1(1)口の経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な措置を講ずる。

二 公正取引委員会への措置請求等

1 公正取引委員会への措置請求（第8条関係）

国税局長又は税務署長は、酒類販売業者の取引に関し、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 酒類の取引の条件に関する基準（第9条関係）

酒類製造業者及び酒類卸売業者は、酒類の販売数量に応じてする酒類販売業者への金銭の供与その他酒類販売業者との酒類の取引の条件について基準を定めるとともに、これを取引関係その他これに類する関係のある酒類販売業者に対し提示するよう努めなければならない。

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日（平成15年5月1日）から起算して3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第1条関係）

2 政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（附則第3条関係）

3 この法律は、平成17年8月31日限り、その効力を失う。（附則第4条関係）

4 その他所要の規定を設ける。